

○長浜市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例

平成18年2月13日条例第92号

長浜市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 廃棄物の減量等（第7条—第12条）
- 第3章 一般廃棄物の適正処理（第13条—第20条）
- 第4章 環境の美化（第21条—第24条）
- 第5章 環境推進員（第25条）
- 第6章 雑則（第26条—第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の減量を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて廃棄物の散乱防止等による環境の美化を推進することにより、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）並びに湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成10年湖北広域行政事務センター条例第2号。以下「センター条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 前項に定めるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業系一般廃棄物 あらゆる事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (2) 減量 廃棄物の発生を抑制し、再利用、再使用を図ること等により廃棄物の量を減らすことをいう。
- (3) 再利用 活用しなければ不用となる物又は廃棄物を再び使用し、又は資源として利用することをいう。
- (4) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。
- (5) センターの処理施設 センター条例第2条第2項第5号に規定する処理施設をいう。

（市、市民及び事業者の相互協力）

第3条 市、市民及び事業者は、廃棄物の減量及び適正処理並びに環境の美化の推進について相互に協力しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、その施策を通じて、廃棄物の減量及び適正処理並びに環境の美化の推進に努めなければならない。

2 市は、廃棄物の減量等に関して、あらゆる機会を通じて、市民及び事業者の意識啓発に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、自ら第1条に掲げる目的に関する意識の向上に努めるものとする。

2 市民は、廃棄物の減量に努めるとともに、その生じた廃棄物を生活環境の保全上支障をきたさない方法でなるべく自ら処理すること等に努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動に伴う廃棄物の減量に努めるとともに、その生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正処理並びに環境の美化に関し、市の

施策及び市民の活動に協力しなければならない。

第2章 廃棄物の減量等

(施策の推進)

第7条 市は、廃棄物の減量等に関して、市民及び事業者の意見を聴き、これを施策に反映させるようにするものとし、市民及び事業者は、これらに関する市の施策に協力しなければならない。

(市の取組み)

第8条 市は、積極的に自ら再生品を使用し、再生資源として回収する等自ら再利用を推進するよう努めるものとする。

(資源回収活動への参加等)

第9条 市民は、資源回収活動に積極的に参加するとともに、再生品の使用、不用品の活用等により再利用に努めるものとする。

(再生資源等の使用)

第10条 事業者は、物の製造又は加工に際して、再生資源又は再生品を原料等として用いるように努めなければならない。

2 前項に定めるほか、事業者は、事業活動に要する用品、資材等の調達及び使用に際しては、再生品を使用するよう努めなければならない。

(環境保全型製品の普及)

第11条 事業者は、物の製造又は加工に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ評価し、適切な材料を選択すること等により、適正な処理が容易であるような、又は再利用の促進に寄与するような製品、容器等（以下「環境保全型製品」という。）の製造若しくは加工に努めなければならない。

2 事業者は、製品の販売に際して、環境保全型製品を優先的に販売するように努めなければならない。

3 市民及び事業者は、商品の購入等に際しては、環境保全型製品を選択するように努めなければならない。

(容器及び包装の適正化等)

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再利用に適した容器を使用し、又は過剰な包装の抑制を図ること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、商品の購入に際しては、再利用に適した容器を使用し、又は簡易に包装された商品を選択し、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、商品の購入者が不要とした包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

第3章 一般廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の自己処理基準)

第13条 市民、事業者及び土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、その管理者とする。以下同じ。）が、一般廃棄物を自ら処理する場合は、法第6条の2第2項又は第3項に定める基準に準じて処理しなければならない。

(排出基準等)

第14条 湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）が行う一般廃棄物の収集を受けようとする者は、センター管理者が定める一般廃棄物の分別の区分及び排出の方法（以下「排出基準」という。）に従って排出するとともに、それまでの間適正に保管しなければならない。

2 センターの処理施設で一般廃棄物の処分をしようとする者は、センター管理者が定める一般廃棄物の分別の区分及びセンターの処理施設への搬入の方法（以下「搬入基準」という。）に従ってセンターの処理施設に搬入するとともに、それまでの間適正に保管しなければならない。

(排出等の禁止物)

第15条 次に掲げる一般廃棄物は、センターが行う一般廃棄物の収集に際して排出し、又はセンターの処理施設に搬入してはならない。

(1) 有害性のある一般廃棄物

(2) 危険性のある一般廃棄物

(3) 爆発性、発火性又は引火性のある一般廃棄物

(4) 著しく悪臭を発する一般廃棄物（し尿としてくみ取るものを除く。）

(5) 前各号に掲げる一般廃棄物のほか、センター管理者において一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又はセンターの処理施設の機能に支障を生じさせるおそれがあると認める一般廃棄物

2 前項各号に規定する排出等の禁止物については、規則で例示するものとする。

(適正処理困難物に係る事業者の協力)

第16条 法第6条の3第1項の規定による環境大臣の指定に係る一般廃棄物又は製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難であるとセンター管理者が指定した一般廃棄物(以下これらを総称して「適正処理困難物」という。)の製造、加工、販売等を行う事業者は、当該適正処理困難物の回収を行う等、センターの行う一般廃棄物処理事業に必要な協力をしなければならない。

2 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収する等の措置を講じる場合は、これに協力しなければならない。

(ごみ集積所)

第17条 センターが行う一般廃棄物の収集を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長へ届出をしたセンター管理者が指定する一般廃棄物を排出する場所(以下「ごみ集積所」という。)に当該一般廃棄物を搬出しなければならない。

2 ごみ集積所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 ごみ集積所を利用する者は、ごみ集積所の清潔保持と環境保全を図り、適正に維持管理しなければならない。

(一般廃棄物の搬入の申請等)

第18条 センターの処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、センター管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(建物の賃貸人等の周知義務)

第19条 自己の所有する建物を他人の居住若しくは事業の用に供するため賃貸しようとする者又はその賃貸をあっせんし、若しくはその建物の管理を請け負う者は、当該建物を居住又は事業の用に供する賃借人に対して、一般廃棄物の排出基準、搬入基準及び適正な保管並びにごみ集積所の場所について周知しなければならない。

(多量排出事業者に対する指示)

第20条 市長は、多量に事業系一般廃棄物を発生させると認められる事業者に対し、必要と認めるときは、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画(以下「一般廃棄物減量計画」という。)の作成、再利用等の推進その他必要な事項を指示することができる。

2 前項の規定により一般廃棄物減量計画の作成の指示を受けた事業者は、これを作成し市長に提出しなければならない。

第4章 環境の美化

(施策の推進と協力)

第21条 市は、環境の美化に関し、積極的に施策を推進するとともに、市民及び事業者の自主的な活動を促進するように努めなければならない。

2 市は、環境の美化に関し、市民及び事業者への情報の提供並びに意識の啓発に努めるとともに、市民及び事業者の意見を聴き、これを施策に反映させるように努めなければならない。

3 市民は、自ら環境の美化に努めるとともに、市の施策及びその地域の団体等が行う自主的な美化活動に協力するように努めなければならない。

4 事業者は、自ら環境の美化に努めるとともに、市の施策及び市民の行う自主的な美化活動に積極的に協力するように努めなければならない。

(清潔の保持)

第22条 土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地若しくは建物を清潔に保つように努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾、駅その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 公共の場所の管理者は、その管理する場所の美化に努めるとともに、みだりに廃棄物が捨てられないように、利用者への啓発等必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物の投棄等の禁止及び回収命令等)

第23条 何人も、廃棄物をみだりに投棄し、放置し、又は散乱させてはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反して投棄され、放置され、又は散乱している廃棄物が一般廃棄物であるときは、違反した者に対して、当該一般廃棄物の回収を命ずることができる。
- 3 市長は、前項の規定に該当する場合であって、回収を命ずべき者が明らかでなく、かつ、当該一般廃棄物を放置しておくことが生活環境を著しく阻害すると認められるときは、自ら当該一般廃棄物を回収し、処分することができる。
- 4 市長は、前項の規定により一般廃棄物の回収等を行った後に、当該一般廃棄物の投棄等をした者が判明したときは、その者に対し、その回収等に要した費用を請求することができる。

(土地の適正管理)

第24条 土地の占有者は、その占有し、又は管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられないよう未然に防止する措置を講じる等、適正な管理をしなければならない。

第5章 環境推進員

(環境推進員)

第25条 市長は、一般廃棄物の減量及び適正処理並びに環境の美化を推進すること等により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、社会的信望があり、熱意と識見を有する者のうちから、自治会の推薦により環境推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

- 2 推進員は、一般廃棄物の減量及び適正処理並びに環境の美化等を推進するため、規則で定める業務を行う。

第6章 雑則

(指導及び助言)

第26条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し指導及び助言を行うことができる。

(立入調査等)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員を立ち入らせて調査させ、又は関係者に対し、報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (勧告)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずべき旨の勧告を行うことができる。

- (1) 自己の所有する建物を他人の居住若しくは事業の用に供するため賃貸しようとする者又はその賃貸をあっせんし、若しくはその建物の管理を請け負う者が、第19条の規定に違反し、貸借人に対して必要な周知をしなかったとき。
- (2) 土地又は建物の占有者が、第22条第1項の規定に違反し、その占有し、又は管理する土地若しくは建物の清潔保持に努めなかったとき。

(公表)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

- (1) 第23条第2項の規定により一般廃棄物の回収命令を受けた者が、これに従わなかったとき。
 - (2) 第23条第4項の規定により回収等に要した費用の請求を受けた者が、その支払をしなかったとき。
 - (3) 第27条第1項の規定により立入調査を受ける者が、正当な理由なく、これを拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は報告を求められた者が正当な理由なくこれに従わなかったとき、若しくは虚偽の報告を行ったとき。
 - (4) 前条の規定により勧告を受けた者が、これに従わなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、公表をされるべき者に、その理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(委任)

第30条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例（平成11年長浜市条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。